

# 岐阜県公報

## 目 次

### 告 示

岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示の一部改正

( 都 市 政 策 課 )

一

号 外 ( 八 ) 平 成 二 十 八 年 三 月 三 十 一 日

## 告 示

岐阜県告示第二百三十三号

岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示(昭和五十四年岐阜県告示第二百二十四号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。

平成二十八年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

第一号1の表中

武並神社本殿  
旧太田脇本陣林家住宅

恵那市大井町  
美濃加茂市太田町  
指定建造物の周囲  
以内の区域  
同 右

から五十メートル

を  
旧太田脇本陣林家住宅

美濃加茂市太田町  
指定建造物の  
以内の区域

周囲から五十メートル  
に改める。

別表一の表の表以外の部分中「美濃市域内」を「美濃市域内、恵那市域内」に改め、

上記区間の 路線の両側 千メートル	交 知 知 地	同表2の項中
	上記区間の 路線の両側 千メートル 以内の区域	上記区間の 路線の両側 千メートル 以内の区域
	を	
	瑞浪市地 内の県道 瑞浪大野 瀬線との 交点 中津川市 境内の小 石塚橋	瑞浪市地 内の県道 内田違 橋
	中津川市 境内の小 石塚橋	中津川市 境内の小 石塚橋
		恵那市地 内の田違 橋
		恵那市 内の明 鉄道明 線との 点
十 道		
	愛知県境 中津川市 境内の一 般国道十 九号との 交点	愛知県境 中津川市 境内の一 般国道十 九号との 交点
	恵那市・ 中津川市 境内の一 般国道十 九号との 交点	恵那市・ 中津川市 境内の一 般国道十 九号との 交点
	瑞浪市・ 恵那市境 上記区間の 路線の両側 千メートル 以内の区域	瑞浪市・ 恵那市境 上記区間の 路線の両側 千メートル 以内の区域
	中津川市 境内の一 般国道十 九号との 交点	中津川市 境内の一 般国道十 九号との 交点
	上記区間の 路線の両側 千メートル 以内の区域	上記区間の 路線の両側 千メートル 以内の区域
	を	
	15	15
	一般国 道三百六 十号	一般国 道三百六 十号
	恵那市長島町大字正家地内の一般国道十九号との交点	恵那市長島町大字正家地内の一般国道十九号との交点
	阿木川右岸側の中津川市・恵那市境	阿木川右岸側の中津川市・恵那市境
	に改め、同表11の項中「愛知県境」を「阿木川左岸側の恵	に改め、同表11の項中「愛知県境」を「阿木川左岸側の恵

揖斐郡揖斐川町三輪地内の一般国道三百三十三号との交点	上記区間の路線の両側	上記区間の路線の両側千メートル以内の区域	を	17	一般国道四百十七号	揖斐郡揖斐川町東横山地の一般国道三百三十三号との交点	揖斐郡揖斐川町塚地内の終点	大垣市地内の一般国道二十一号との交点	大垣市地内の一般国道二十一号との交点	表17の項中	17	一般国道四百十七号	揖斐郡揖斐川町地内の一般国道三百三十三号との交点	揖斐郡揖斐川町塚地内の終点	大垣市地内の一般国道二十一号との交点	大垣市地内の一般国道二十一号との交点	揖斐郡揖斐川町地内の一般国道三百三十三号との交点						
上記区間の路線の両側千メートル以内の区域	上記区間の路線の両側千メートル以内の区域	17	一般国道四百十七号	揖斐郡揖斐川町東横山地の一般国道三百三十三号との交点	揖斐郡揖斐川町塚地内の終点	大垣市地内の一般国道二十一号との交点	大垣市地内の一般国道二十一号との交点	同表4の項中	4	17	一般国道四百十七号	揖斐郡揖斐川町地内の一般国道三百三十三号との交点	揖斐郡揖斐川町塚地内の終点	大垣市地内の一般国道二十一号との交点	大垣市地内の一般国道二十一号との交点	同表4の項中	4	東海旅客鉄道中央本線・土岐市境	多治見市・長野県境	長野県境	瑞浪市・恵那市境	長野県境	長野県境
上記区間の路線の両側千メートル以内の区域	上記区間の路線の両側千メートル以内の区域	4	東海旅客鉄道中央本線	多治見市・土岐市境	長野県境	瑞浪市・恵那市境	長野県境	長野県境	同表4の項中	4	東海旅客鉄道中央本線	多治見市・土岐市境	長野県境	瑞浪市・恵那市境	長野県境								
上記区間の路線の両側千メートル以内の区域	上記区間の路線の両側千メートル以内の区域	4	東海旅客鉄道中央本線	多治見市・土岐市境	長野県境	長野県境	同表4の項中	4	東海旅客鉄道中央本線	多治見市・土岐市境	長野県境												
上記区間の路線の両側千メートル以内の区域	上記区間の路線の両側千メートル以内の区域	4	東海旅客鉄道中央本線	長野県境	同表4の項中	4	東海旅客鉄道中央本線	長野県境															

から60の項までを一項ずつ繰り上げる。  
別表二の表以外の部分中「美濃市域内」を「美濃市域内、恵那市域内」に改め、

に改め、同表中45の項を削り、46の項を45の項とし、47の項

に改め、同表8の項中

8  
明知鉄道  
明知線

平成二十八年三月三十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三  
岐阜文芸社

以内の区域

恵那市地  
内の恵那  
駅

恵那市明  
智町地内  
の明知駅

上記区間の  
路線の両側  
千メートル  
以内の区域

を

8

明知鉄道  
明知線

中津川市  
飯沼地内  
の恵那市  
・中津川  
市境

中津川市  
阿木地内  
の中津川  
市・恵那  
市境

上記区間の  
路線の両側  
千メートル  
以内の区域

に改める。